



鈴鹿市こども誰でも通園制度の 申込受付を開始しました

こども誰でも通園制度は、保育所などに通っていないこどもが、保護者の就労状況にかかわらず、月10時間まで保育所などに通える制度です。

本市は、4月1日からこども誰でも通園制度を開始するに当たり、3月2日(月)から事前認定申請を受け付けています。育児に関する負担の軽減につながりますので、ぜひご利用ください。

どんな制度？

- 対象** 0歳6カ月から満3歳未満までの未就園児
※未就園児は、保育所や認定こども園、企業主導型保育施設などに通っていない児童です。
- 実施施設** 市ウェブサイトをご覧ください。
- 利用時間** こども1人につき月10時間まで
※実施時間や給食の提供の有無などは、各施設により異なります。
- 申込方法** こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト(以下「総合支援システム」)で



Q&A



- Q** どんな時に利用するの？
A 同世代の子と一緒に遊ばせたいときや、子育てについて誰かに相談したいときなどに利用できます。
- Q** 利用料金はかかるの？
A 各施設によって異なります。利用料金のほかに、給食費やおやつ代などの実費負担が必要な場合がありますので、希望の施設へお問い合わせください。

市ウェブサイト
(ページ番号
1015536)



総合支援
システム
(こども家庭庁)



認定申請から利用・支払いまでの流れ

1 認定申請

総合支援システムに必要事項を入力して認定申請します。

総合支援システム
(こども家庭庁)



2 認定

申請内容を市で確認した後、本事業の対象者となれば利用認定し、認定書を発行します。認定後、総合支援システムにログインし、こどもの詳細情報を登録します。

3 面談

総合支援システムから実施施設との面談予約を行います。その後、実施施設から日程調整の連絡がありますので、調整を行い、事前面談を行います。

※複数の施設で利用希望の場合は、それぞれの施設で事前面談を受ける必要があります。

5 支払い

お迎えの際に、利用料金を支払います。

※支払方法や支払いのタイミングは施設によって異なりますので、面談時に直接施設にご確認ください。

4 利用

面談後、総合支援システムから利用予約を行います。予約日に、施設でこども誰でも通園制度を利用します。

